



定期接種になりました！ 日本脳炎予防接種

4月1日から北海道全域で日本脳炎予防接種が始まりました。今年度の定期接種対象者は次のとおりです。

▼定期接種対象者・接種回数

対象者	接種回数
① 平成25年4月2日～ 平成26年4月1日生 (3歳以上)	1期 初回2回
② 平成21年10月2日～ 平成23年4月1日生 (6歳以上7歳6カ月未満)	1期3回 (初回2回・追加1回)
③ 平成8年4月2日～ 平成11年4月1日生 (18歳以上20歳未満)	1期3回 (初回2回・追加1回) 2期1回
【既に接種している方】 ④ 4歳以上5歳未満で、既に 1期初回2回接種済みの方	1期 追加1回
【既に接種している方】 ⑤ 9歳以上10歳未満で、既に 1期3回接種済みの方	2期1回

▼料金 無料

▼実施医療機関

- ・健康ひろば・実施医療機関（本誌 p.26）に掲載しています。
- ・接種希望者は、医療機関へ事前に予約してください。
- ・病気の治療などで町外での医療機関で接種を希望する方は、事前にゆとろまでご連絡ください。

▼その他

- ・①～③の接種対象者には個別に案内を送ります。
- ・接種に関する詳細は、町ホームページでも確認できます。

▼問合せ 保健課（ゆとろ内・☎23-2346）



対象を確認ください 高齢者肺炎球菌予防接種

肺炎は日本人の死因の第3位です。しかも、亡くなる方の95%が65歳以上の方なのです。

肺炎球菌ワクチンは肺炎球菌による感染症を予防し、重症化を防ぎます。対象者は1回限り2,500円で肺炎球菌予防接種を受けることができます。忘れずに予防しましょう。

▼接種期間 4月1日～平成29年3月31日

▼対象者

①次の年齢（生年月日）に該当する方。

65歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生
70歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生
75歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生
80歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生
85歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生
90歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日生
95歳	大正10年4月2日～大正11年4月1日生
100歳	大正5年4月2日～大正6年4月1日生

②60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に重い障がい（身体障害者手帳1級程度）のある方。

▼接種回数 すべての方について、1回接種

▼料金 2,500円（生活保護世帯の方は無料）

▼実施医療機関

- ・健康ひろば・実施医療機関（本誌 p.26）に掲載しています。
- ・接種希望者は、医療機関へ事前に予約してください。
- ・入院または入所中などで町外での医療機関で接種を希望する方は、事前にゆとろまでご連絡ください。

▼問合せ 保健課（ゆとろ内・☎23-2346）

4月分から



手当

手当額が変わります 児童扶養手当・特別児童扶養手当等

平成28年4月分から各種手当額が次のとおり改定になります。

手当の種類	【変更前】	【変更後】
	平成28年3月分まで(月額)	平成28年4月分から(月額)
児童扶養手当(全部支給)	42,000円	42,330円
児童扶養手当(一部支給)	所得に応じて41,990～9,910円の10円刻みの額	所得に応じて42,320～9,990円の10円刻みの額

※児童2人目は5,000円加算、3人目から児童1人増すごとに3,000円加算

▼問合せ 福祉課福祉係(ゆとろ内・☎23-3019)

手当の種類	【変更前】	【変更後】
	平成28年3月分まで(月額)	平成28年4月分から(月額)
特別児童扶養手当1級	51,100円	51,500円
特別児童扶養手当2級	34,030円	34,300円
特別障害者手当	26,620円	26,830円
障害児福祉手当	14,480円	14,600円
福祉手当(経過措置分)	14,480円	14,600円

▼問合せ 福祉課障がいサービス係(ゆとろ内・☎25-2665)

人材育成基金活用推進事業を募集します

町では、活力と魅力に満ちたまちづくりを推進する人材を育成するため、自ら考え、自ら行う地域づくり事業に対して補助金を交付しています。

▼補助対象者 当別町に1年以上在住または勤務している者、これらの者で構成する団体

▼補助対象事業

① 教育、文化、産業等における調査研修事業

自己形成のための自主計画による調査および研修事業。(国内3日以上、国外5日以上)

② 人的交流・文化的交流・経済的交流等事業

スポーツや文化・経済活動による交流事業。(国内3日以上、国外5日以上)

③ 講演会等開催事業

地域の活性化や文化・教養を高めるための講演会や講習会等を対象とし、内容や効果が地域や住民に広く還元されるもの。

※「高校生の短期留学海外姉妹都市(スウェーデン王国レクスンド市)ホームステイ研修事業」は、別途募集します。

▼補助率・補助限度額

①②補助率：補助対象経費の2/3以内
限度額：個人は国内10万円、国外50万円
団体は50万円

③ 補助率：補助対象経費の1/2以内
限度額：50万円

※補助対象経費等は必ず相談ください。

▼補助対象事業 平成28年度中(平成29年3月31日まで)に実施する事業。

▼申請期限 4月28日(木)17時【必着】

▼申請方法 当別町人材育成基金の活用推進事業補助金交付申請書、補助金交付要望事業の概要調書、その他添付資料を作成のうえ、提出してください。
申請書等は、町ホームページからもダウンロードできます。

▼審査 申請書類をもとに審査し、5月中旬に結果を通知します。

▼提出先・問合せ 企画課企画振興係(☎23-3042・E-mail:shinko@town.tobetsu.hokkaido.jp)

4月1日から 国民健康保険および後期高齢者医療の 入院時の食事療養標準負担額等が一部変わります



◎住民税課税世帯の方の食事療養標準負担額(食事代)は次のように変わります。

《平成28年4月1日～》

1食につき260円 → 360円

《平成30年4月1日～》

1食につき360円 → 460円

※ただし、指定難病の方は、1食につき260円に据え置かれます。

【注意事項】

①住民税非課税世帯の方で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの場合は、食事療養標準負担額(食事代)は、現行どおりの負担額で変わりません。

②指定難病の方は、都道府県の発行する指定難病の医療受給者証を医療機関へ提示ください。

③指定難病の医療受給者証については、江別保健所(☎011-383-2111)へお問い合わせください。

◎一般病床500床以上の大病院と特定機能病院では救急等を除き、紹介状なしの受診に対して、一定の費用(受診時定額負担)がかかります。

▼問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係 (☎23-2467)

年金

読んで得する年金・国保のお話

国保

【国民年金保険料の納付は、前納がお得です】

国民年金保険料は、納付書で1年分・6カ月分(4～9月分)を5月2日までに納めると割引になります。
(単位:円)

平成28年度	月額	期間	月々納付	前納	割引額
定額保険料	16,260	1年	195,120	191,660	3,460
		6カ月	97,560	96,770	790
定額保険料 + 付加保険料	16,260 + 400	1年	199,920	196,370	3,550
		6カ月	99,960	99,150	810

【国民年金保険料の追納をおすすめします】

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めた時に比べ、老齢基礎年金額が少なくなります。将来受け取る年金額を増やすために10年以内であれば、この期間の保険料をさかのぼって納める(追納する)ことができます。詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

■年金事務所出張相談所の開設

- ・日時 4月21日(木) 10時～15時
 - ・場所 商工会館(錦町) ・主催 札幌北年金事務所
- ※年金相談は予約制です。代理人が相談する場合は、委任状・身分証明書が必要です。

(相談予約専用ダイヤル ☎011-717-4133)

▼国民年金についての問合せ

住民課戸籍年金係 (☎23-2463)

【国保を支える国民健康保険税】

国民健康保険税は、国保が負担する医療費や国保加入者の健康づくりに必要な事業の大切な財源となっています。平成27年度分の国保税の納め忘れはありませんか? 今一度、ご確認ください。

納税相談もないまま未納にしていた場合は、保険証の有効期限が短い「短期被保険者証」や、受診時に保険給付がなく医療費の全額を負担しなければならない「資格証明書」が交付されることになりますので、納税が困難な方は必ず相談してください。

【Q&A 健康保険がつく会社に就職、手続きは?】

Q) 今まで国民健康保険でしたが、健康保険がつく会社に就職しました。必要な手続きはありますか?

A) 国保を脱退し他の健康保険に加入することになるので、脱退の手続きが必要です。新たに加入し交付された健康保険証(扶養とすご家族分も含む)と当別町の国民健康保険証(返却用)を持参のうえ、国保窓口までお越しください。

▼国保・後期高齢者医療についての問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係 (☎23-2467)

▼国民健康保険税の納付についての問合せ

税務課納税係 (☎23-2341)